

区のお知らせ

東京都港区役所
総務課

No.197

きよ出制国民年金の 加入届はお済みですか

昨年十月一日から受付を開始したきよ出制国民年金も、四月一日からいよいよ保険料の納入が始まりました。しかし港区にはまだ加入届のお済みになっていない方が見受けられますが、加ししなければならぬ人は必ずお届下さい。会社などにはお届めの方は普通厚生年金保険に加入してあります。この人達はある一定の期間や年齢に入入して、一定の年金に達すれば年金が受けられるようになっていきます。また、お届がないままに災難(例えば交通事故)などにあつたときは、一定の期間や年齢に達する前でも年金が受けられるようになっています。

このようにお勤めをしている本人や、その家族の方は安心して生活をしようとするに努めて下さい。しかし自分の家でお店を持つていたり、自由業の方はお勤人のような保障は何かありません。そこでお勤人の方が会社と自分自身で、この年金を積立てると同じように、国民年金では、国と会社がその代りをして、本人と国が年金を積立てることになっています。

赤十字基金 目標額三百二十五万円

日赤の社員増強と資金募集の運動が五月一日から全国一斉にはじまりました。赤十字の事業は皆さんご存知の北朝鮮難民、災害救助、未開発地域への医療班の派遣など人種、国籍その他あらゆる差別をなくして全人類の幸福な生活を念願して、その事業を推進しています。このための資金はこの運動を理解し援助する社員によって負担することになっています。今年の港区内で募金目標額は次のとおりです。

- 芝地区 一、〇〇二、四〇〇円
- 麻布地区 六四一、〇〇〇円
- 赤坂地区 八一九、三〇〇円
- 高輪地区 七六二、三〇〇円
- 合計 三、二二五、〇〇〇円

福祉年金の所得状況届について

お年寄りの方(満七十才以上の)方に支給している老令福祉年金、母子家庭に支給している母子福祉年金や重度の障害者に支給している障害福祉年金を受けている方は、五月六日から支給している年金を受けましたらすぐに昨年と同じように、昭和三十六年度の所得状況届(全額収入のなかつた方も出します)を出して下さい。この届出がないと本年四月から来年度の三分出までの年金を受けることができませんから御注意下さい。

書は昨年と同じように九月の第一回目の支給日に間に合うように、お手元へお返しいたします。右の福祉年金に該当されている方で、まだ届出(裁定請求書)を出していない方はお早にお出し下さい。このような方が福祉年金(所得制限があります)に該当し得る場合があります。

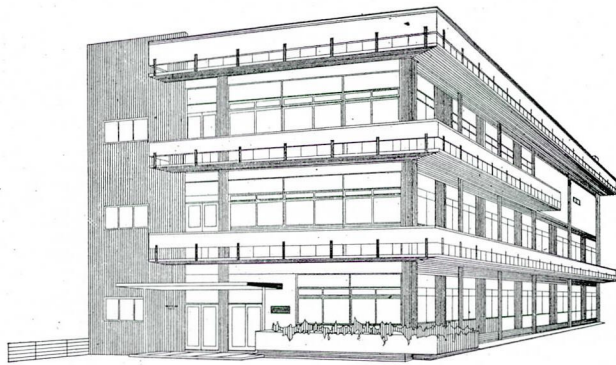
- (一) 老令福祉年金 満七十歳以上の老人
 - (二) 障害福祉年金 満二十歳以上でからだにひどい故障のある人(殆んど見えない、聞こえない、両手がない、満足がないといったこと)
- うたいの人
母子福祉年金
夫と死別し、義務教育の終わっていない子供を養っている、満二十歳以上の人。
- きよ出制国民年金、福祉年金の受付は区役所年金課、支所民生商工係で行います。
- 生業資金の貸付
生業資金の貸し付け申込みを来たす五月三十一日から六月十三日まで港区役所麻布、赤坂、高輪支所の民生課で受け付けます。貸付金額は一世帯一口で五万円以内となっており、次の要領で申込みを受け付けます。
- 1 生活保護法による生活扶助を受けるおそれのある人、または現在生活扶助を受けている人のうち、この生業資金を借りることにより生活扶助を受けないで済む状態にある人が次の要件が必須です。
 - 2 港区内に一年以上住んでいること。
 - 3 この貸付金で事業を営み、それで生計を立てられること。
 - 4 特別区民税を全額納めていること。
 - 5 貸付金ですぐに事業を始められること。
 - 6 確実な保証人があつること。
 - 7 現在、都及び区から資金の貸付を受けていないこと。
 - 8 貸付期間 五カ年間(六カ月据置) 利率 日歩一銭 (据置期間中は無利子) 返還方法 月賦均等返還 (わくわくは民生課にお早ね下さい。

結婚式場の申込みは五月二十二日から 区立 麻布会館が完成 六月十五日開館

六月十五日開館

昨年九月に着工して工事をいそいでいた麻布会館がこのほど完成し六月十五日に開館することになり、五月二十二日から結婚式場の

使用申込みを受け付けることになりました。これは三十三年の出張所制度の廃止によつて、その建物等を処分した積立金を主体に約五千



(麻布会館透視図)

お断り

毎号連載している「港区むかしむかし」は今回だけ休みます。

第一、第三火曜日午後
麻布、赤坂支所
毎週金曜日
午前 高輪支所
午後 港区役所
いつも借られる
商工相談
毎日前九時〜午後五時
(土曜午後、日曜、祝日を除く)
港区役所内
商工相談所

商工相談と融資

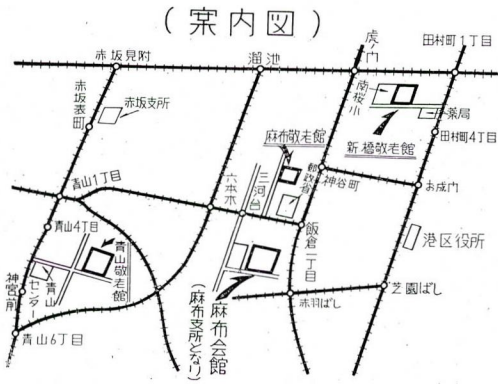
第二、第四水曜日
午後一時〜四時
麻布支所

教育相談
毎週火曜日
一時〜四時
神明小学校
城南中学校

東京都港区役所
芝公園六ノ一
麻布支所 〇四一、一〇九
麻布東馬場支所 〇四一、一〇五
赤坂支所 〇四一、一〇五
赤坂表町 〇四一、一〇五
高輪支所 〇四一、一〇五
芝高輪四台町 〇四一、一〇五

区議会委員会メモ

- 建設常任委員会 四月二十日 午前九時半開会
公有水面の埋立についての報告ほか三件を審議
- 建設常任委員会 四月二十五日 午後二時開会
用途地域及び空地々区変更方に関する請願ほか審議
- 高速道路対策特別委員会 五月二日 午後一時開会
高速道路建設に関する対策ほか一件を審議
- 総務財政常任委員会 五月八日 午前十時開会
港区原爆被害者の会に補助金交付方に関する請願ほか
- 特別区制調査特別委員会 五月八日 午後二時開会
首都行政制度の構想実現方ほか一件を審議
- 文教常任委員会 五月四日 午後二時開会
学校プール建設計画ほか五件を審議
- 港灣対策特別委員会 五月九日 午後一時半開会
港灣の開発利用方他にに関する調査ほか審議
- 厚生経済常任委員会 五月十一日 午後一時開会
生活困窮者援護対策の調査についてほか審議
- 文教常任委員会 五月十一日 午後一時開会
夏季施設についてほか四件を審議



敬老館を開設

新橋、麻布、青山に

区内に住んでいる老人に施設を開放して老後のたのしみでもらうため次の三つの敬老館を六月十五日から無料で開館します。

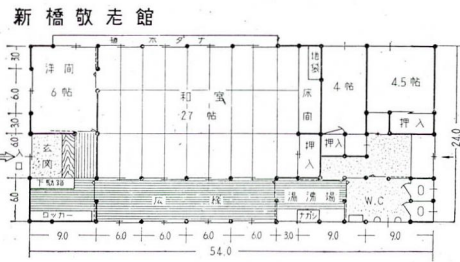
新橋敬老館 芝田町町三の六
麻布敬老館 赤坂麻布町六の一四
青山敬老館 赤坂青山南町五の三

老人の使用は無料、申込みはそれぞれの敬老館へ
開館時間 午前九時～午後五時

その他
敬老館は敬老館で用意しますが行事は利用される方々と相談のうえ実施いたします。

設備
テレビ、電器、レコード、座卓、座蒲団、基盤、将棋盤、茶道具一式、その他

休館日
毎週月曜日
十二月二十九日～一月三日

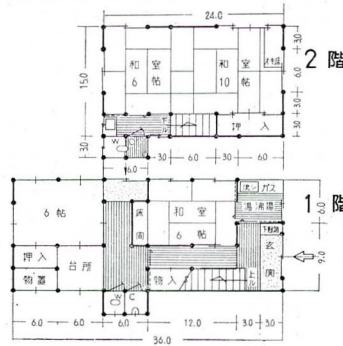


一般の使用は有料で開放
午後五時三十分から午後九時までは一般の集会に有料で開放いたします。

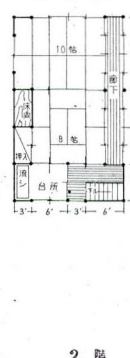
使用料
新橋敬老館 和室 四〇〇円
麻布敬老館 和室一階 三〇〇円
和室二階 四〇〇円
青山敬老館 和室一階 三〇〇円
和室二階 三〇〇円

使用時間
午後五時三十分～午後九時
一般使用の申込み
新橋敬老館は港区役所民生課
電話 〇四一五一番
麻布敬老館は麻布支所民生戸籍課
電話 〇四一五一番
青山敬老館は赤坂支所民生戸籍課
電話 〇二九一番

青山敬老館



麻布集会所平面図



区立麻布会館ひらく

結婚式場、集會室など……

清雅な環境のなかに、近代的な感覚をもった、麻布会館が誕生しました。
この会館は六月十五日から晴れのスタートをすることになり、使用の申込み、会館の施設、費用等は先づきのとおりです。

申込先 港区役所麻布支所内 麻布会館開設準備室
電話 〇四一五一 〇三八五六番
二十五日開通予定

施設のあらまし
洋室(一階) 椅子席 三五五人
集會専用 椅子席 三五五人
結婚披露宴用の三三三
洋室(二階) 三五五人
高砂 三五五人
羽衣 椅子席 五〇人
彌生 三五五人
「高砂」と「彌生」を一室としても使用できます。
また集會室としても使えます。
日本間(三階)

種別	時間	昼間	夜間
結婚式場(包含)	洋室(一階)	八〇〇円	八〇〇円
洋室(二階)	洋室A	八〇〇円	八〇〇円
洋室B	洋室B	五〇〇円	六〇〇円
高砂	高砂	五〇〇円	六〇〇円
彌生	彌生	五〇〇円	六〇〇円
日本間	日本間	一、〇〇〇円	一、二〇〇円

「和室」 三十畳
結婚式場(三階)
神殿が設けられていますが、神控室でなくとも挙式ができます。
三三三
法律相談、人権の上相談、商工相談等に応じられるよう準備をすすめております。
御相談はすべて無料です。
談話室(一階)
集會や、結婚式が始まるまでの間、ここでお待ちをいただくこととなります。

なお一部にこの会館の結婚式について御相談をうける、案内所を設けます。
グリル(二階)
談話室についで、お茶、軽食等を用意して、御利用に供します。
その他の設備
衣裳室、美粧室(三階)、更衣室、写真室を設けてあります。
使用料
一 結婚式(披露宴のみの場合を含む)のとき
二 結婚式の使用料は四〇〇円に割引されます。
三 午前九時から午後五時までを昼間とし、午後五時から午後九時までは夜間とします。
四 結婚式の使用時間は、挙式を含めて二時間とします。
五 つぎの各室を結婚式以外の目的に使用するとき

法律相談

お気軽に御利用下さい。
毎月第一、第三水曜日
午後一時～五時
港区役所民生課

港区立麻布会館平面図

